東久留米市立学校適正配置等に関する懇談会報告書

(東部地域)

平成 18 年 3 月 30 日

東部地域の学校適正配置等に関する懇談会

目次

はじめに

- I 懇談会の経過
- Ⅱ 運営等に関する取り決め事項

田 報告

各校の現状と課題

東部地域の今後の見通し

- 1 学校規模と学級規模(学級編制)
- 2 通学区域と指定校変更、調整区域
- 3 学校選択制
- 4 心身障害学級(特別支援教育)
- 5 学校規模適正化の方法
- 6 学校再編成の課題

むすび

懇談会設置要綱

懇談会の開催経過

懇談会委員

資料

1. 懇談会設置要綱(平成15年7月1日改正)

懇談会委員名簿(平成15年7月)・・・ 34 頁参照

- 2. 学校再編成計画
- 3. 児童数及び学級数の推移と推計 (平成15年5月)・平成15年度学級 編制の状況
- 4. 市立小学校略史·指定校変更承認区域一覧(平成 15 年 7 月)
- 5. 学校適正規模等研究会第一次答申(平成10年9月28日)
- 6. 学校適正規模等研究会最終答申(平成11年7月26日)
- 7. 学校適正化の検討・実施経過(平成15年7月)
- 8. 児童数及び学級数の推移と推計(平成15年8月)
- 9. 上の原地区計画及び住宅市街地整備総合支援事業計画図
- 10. 都市計画道路の状況
- 11. 通学区域に関する規則(平成16年4月1日改正)
- 12. 入学者数及び指定校変更・区域外就学数の推移(平成 15 年 5 月)
- 13. 学校別決算額及び児童一人当り支出額(平成 14 年度決算)
- 14. 平成20年度教育人口推計値に基づく再編成シミュレーション (4校体制)
- 15. 同 (3 校体制)
- 16. 懇談会設置要綱(平成 16 年 9 月 1 日改正)・・・33 頁参照
- 17. 懇談会委員名簿 ・・・34 頁参照
- 18. 市立小学校略史(平成16年10月)
- 19. 学校適正化の検討・実施経過 (平成 16 年 10 月)
- 20. 児童数及び学級数の推移と推計(平成 16 年 10 月)
- 21. 通学区域に関する規則(平成 16 年 10 月 18 日改正)
- 22. 入学者数及び指定校変更・区域外就学数の推移(平成 16 年 5 月)
- 23. 平成16年度小学校別学級編制の状況
- 24. 東部地域での説明と懇談の会で述べられた主な意見・質問等
- 25. 調整区域追加後の東部地域の小学校学区
- 26. 児童数及び学級数の推移と推計(平成17年1月)
- 27. 懇談会委員名簿 ・・・ 34 頁参照
- 28. 東部地域及び関連する小学校の入学数・指定校変更・区域外就学の推移
- 29. 平成 17 年度小学校別学級編制の状況
- 30. 児童数及び学級数の推移と推計(平成 17 年7月)

- 31. 東京都特別支援教育推進計画概要(平成 16 年 11 月)
- 32. 東部地域懇談会で述べられた意見等(第1回~第9回)
- 33. 東部地域小学校の学区域再編成シミュレーション
- 34. 同 (30 人学級編制)
- 35. 第四小・第六小・神宝小の保護者委員からの質問と回答(説明)
- 36. 懇談会報告原案の修正箇所
- 37. 第四小学校保護者アンケート (平成 15 年 9 月・平成 17 年 12 月)

はじめに

年を追って進行する児童・生徒数の減少と偏在化は、学校規模の較差の拡大 と教育条件の均衡を損なう要因となっている。

平成 9 年、教育委員会は、深刻化するこれらの問題解決の方向性を見出すため、学校適正規模等研究会(以下「研究会」という。)を設置し、諸問題の調査と研究を開始した。

平成11年10月、教育委員会は、研究会答申(平成10年9月第一次答申、平成11年7月最終答申)に基づき中部地域の学校規模適正化に着手したが、保護者・地域住民等の理解を得るに至らず、市議会でも「地域、保護者の意見・要望をよく聞く機会を設け、十分時間をかけて進めること」等を求める陳情が採択(趣旨採択)された。

このような経緯を経て、教育委員会では、保護者・地域住民・学校等による意見交換の場として三地域毎に学校適正配置等に関する懇談会(以下「懇談会」という。)を設置することとし、中部地域懇談会は平成13年2月に設置(同年10月報告書提出)され、西部地域懇談会は平成13年7月に設置(平成14年2月報告書提出)された。

東部地域懇談会の第1回会議は平成15年7月11日に開催し、冒頭、教育長から「東部地域では第四小学校が全学年単学級であり、第六小学校でも単学級が発生し、さらに減少する見込みである。一方、第二小学校は20学級を有しており今後も増加が見込まれる。また、東久留米団地の建替計画等、今後の推移に十分留意する必要がある中で、皆さんの意見を聞きながら、今後の東部地域のよりよい学校再編成の方向を考えたい。」と挨拶があった。

また、学校設置者である市長から「学校の適正規模化の検討や事業の推進は、 教育の中身や内容を所管する教育委員会が進めて行くべきものと考えている。 東部地域の小学校には大きな較差があるが、こうした状況を改善して可能な限 り等しく充実した教育条件の下で学ぶことができるよう、教育委員会と協力し ながら課題解決に努力して行きたい。」と発言があった。

懇談会は、第4回(平成15年12月1日に開催)会議後に約11ヶ月間の中断をはさみ、平成18年3月30日まで、計14回開催した。

平成 16 年 11 月に再開した第 5 回懇談会では、教育長から「本市で初めての学校適正規模化として、滝山小学校を本年 3 月に閉校し、心身障害学級(以下「心障学級」という。)は第七小学校へ移転した。これは学校再編成計画に基づき、保護者・地域住民等との話し合いを重ねる中で実現したものである。東部地域には、学校規模の著しい不均衡や公団住宅の建替等の難しい状況がある

が、懇談会において忌憚のない議論をいただき、適正規模に近づけたい。」と 挨拶があった。

懇談会では、懇談テーマを設定しながら意見交換を進めたが、議論は所定の テーマを超えて発展した。そこで、本報告は、懇談会で述べられた意見等を改 めて分類整理して作成した。

教育委員会及び市は、本報告並びに研究会答申を十分に尊重して的確な実施計画を策定し、保護者・地域住民・学校等の意見・要望や提案を最大限生かしつ、地域内における不均衡の解消を図ると共に、よりよい公教育の実現に努力するよう求めるものである。

I 懇談会の経過

東部地域の学校適正配置等に関する懇談会は、本市で初めて実施した学校適正規模化事業「西部地域 3 小学校(第七小学校・第九小学校・滝山小学校)の再編成」に伴う、滝山小学校の閉校・移転の準備が進められていた最中の平成15 年 7 月に、東部地域の各小学校保護者及び関連する第三小学校保護者・地域住民・教職員による委員計19名で開始され、第1回懇談会では、座長及び副座長を選出すると共に、懇談会の運営に関する取り決めを行った。

しかし、懇談会を進める過程で委員より、「事前に、もっと話し合う機会が必要だった。懇談会での議論が消化不良になっている。」という指摘があり、その後、第 4 回懇談会において座長から教育委員会に対し、「懇談のための共通のベースができていないので、教育委員会と保護者・地域・各校の間で、もっと話し合いを行ってはどうか。」という助言がなされた。

これを受け、教育委員会から「懇談会(報告)から一定の方向が示されれば、 その報告に基づき東部地域の適正化計画の原案を作って行くが、懇談会報告を 生かすためには、保護者をはじめ関係する人々の理解を得ることが必要である。 そこで、一旦懇談会を休止し、保護者・地域住民等への説明と話し合いを行う 期間を設けたい。」との意思が表明され、各委員は、これらの意見及び教育委 員会の意思を尊重し、第4回懇談会をもって会議を一時休止することとした。

中断までの懇談会は、平成 15 年 7 月から同年 12 月まで計 4 回開催し、主に、 ①懇談(意見交換等)の進め方、②東部地域の現状と課題、③通学区域(以下 「学区域」という。)と指定校変更、④適正規模化の方法、⑤学校施設の整備、 ⑥心障学級の配置、⑦学校再編成の課題、等について意見交換を行った。

平成 16 年 11 月までの懇談会休止中、教育委員会は計 6 回の説明会(東部地域の小学校適正規模化についての説明や質疑等)を開催した。この説明会で述べられた保護者はじめ地域住民の意見及び要望等は、資料 25「東部地域での説明と懇談の会で述べられた主な意見・質問等」にまとめられ、第 5 回懇談会において報告された。

再開後の第 5 回懇談会では、休止中に委員全員の任期が終了したこと、懇談会設置要綱の一部改正(委員の任期を「1 年以内」から「報告書提出まで」に変更)及び過半数の委員が交代したことにより、改めて座長及び副座長を選出すると共に、懇談会運営に関する取り決め事項等を再確認した。

また、懇談テーマは開催の都度決めることとし、再開後計 10 回の懇談会を開催した。

意見交換の主なテーマは、①学校選択制を含めた学区域の見直し、②各校の状況と課題、③心障学級・特別支援教育、④適正規模化の方法、⑤学校再編成の課題、等についてであった。

なお、懇談会の委員構成並びに開催経過は、34~35頁のとおりである。

Ⅱ 運営等に関する取り決め事項

- 会議は公開とする。
 傍聴の人数は会議室のスペースに合わせ調整する。
- 2. 会議録は、発言の主旨を生かした要点記録として作成する。 会議録には発言者の氏名を記入せず、自由闊達な意見交換等を行う。 会議録の内容は、次回の懇談会で確認を行い確定する。
- 3. 意見交換等、討議の内容については「東久留米市立学校再編成計画」を 基本的に尊重しながら、自由な発言の場とする。 なお、会議は概ね2時間とする。
- 4. 意見交換等は、各委員及び事務局から出されたテーマに沿って行う。
- 5. 報告書(まとめ)は懇談会での意見等を積み上げて作成するが、多数決 では決めない。

教育委員会及び市は、学校適正化事業の取り組みに際しては、報告並び に学校再編成計画を斟酌し、その責任において対応する。

- 6. 配布資料は、傍聴者にも閲覧資料として用意する。
- 7. 次回会議に係る開催通知並びに資料等は、委員に事前に送付する。

皿 報告

本市の児童数は、昭和 54(1979)年の 13,963 人をピークに減少に転じ、平成 14(2002)年には 5,949 人となったが、平成 15(2003)年以降は少しずつ増加傾向 を示し、平成 17(2005)年は 6,109 人となっている。

しかし、東京都教育庁の教育人口推計によれば、今後、児童数は若干の増減を繰り返しながら平成22(2010)年には5,750人(ピーク時の41.2%)まで減少し、過去最少になる見込みである。

一方で、市内移動が多いことによる地域間・学校間の不均衡はさらに拡大しており、最大規模である第二小学校は平成17年度に738名・23学級まで増加しているが、最小規模の第四小学校は85名・6学級まで減少している。

また、単学級を抱える小規模校は西部地域 3 小学校の再編成 (滝山小学校の 閉校・心障学級の移転) 後も増え続けており、第四小学校以外にも、以前から 全学年単学級であった第八小学校(平成 17 年度 122 名) 及び下里小学校(平成 17 年度 138 名) に加え、第六小学校でも平成 15 年に単学級が発生(平成 17 年度 264 名・9 学級) している。

市の推計によれば、今後、本村小学校(平成 17 年度 391 名)にも単学級が発生する見込みであり、40 人学級編制が今後も続いた場合には、神宝小学校・南町小学校も全学年での複数学級維持が困難となる。

このような学校規模の不均衡と較差の拡大は、昭和 50 (1975) 年代の「爆発的な児童数の増加に対応した学校建設」による学校位置の偏りと、その後の児童数の激減、市内での偏在化に原因が求められる。

ちなみに、東部地域 4 小学校の距離は、最も近い第四小学校と神宝小学校間は約 510m、最も遠い第二小学校と第四小学校間でも約 1,430m であり、わずか約 40ha(約 400,000 ㎡)の変形三角形内に 4 校が位置している。

教育委員会では、平成 16 年 3 月に滝山小学校・第七小学校・第九小学校による再編成を実施したほか、不整形な学区域の是正と不均衡緩和のために、調整区域の新設や指定校変更の制限等、一定の対策を講じているが十分な効果が上がっているとは言いがたい。

しかも、このような不均衡と較差の拡大は、最大規模校(第二小学校)と最小規模校(第四小学校)に加え、単学級が増加しつつある第六小学校を抱える東部地域に顕著に現われており、第二小学校の保護者・教職員からは、教育委員会の一刻も早い的確な対応を求める声と将来への不安が訴えられた。

本懇談会では、とりわけ小学校における不均衡と較差を解消し、子ども達が等しく充実した環境と条件の下で教育を受ける権利を獲得するための方策を話

し合った。

次頁以降に意見交換と討議の内容を報告するが、本懇談会は、あくまでも「委員相互の自由闊達な意見交換の場」として運営してきた。従って、本報告書は、 懇談終了後に分類・整理した意見・提言・要望等を列挙する形式としている。

1 各校の現状と課題

現在、公教育、特に義務教育については、「ゆとり教育」と学力問題、家庭や地域の教育力の低下、学校の自主・自立等の課題が山積しており、国においても中央教育審議会を開催して義務教育改革に向けた検討が続けられているが、本市においても、子どもたちの実態を踏まえながら、課題と必要な施策等について検討しなければならないことは言うまでもない。

懇談会では、各委員が共通認識を持って意見交換ができるよう、教育委員会に児童数や児童数推計等の基礎的資料を求めると共に、各校の現状や子ども達の様子、保護者・学校の考え方等を各委員が披瀝しながら議事を進めた。

各校の状況及び懇談会で述べられた主な意見・提言等は、次のとおりである。

(1) 第二小学校

平成17年5月1日現在の規模は次のとおりであり、市内で最大の小学校である。

学年	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	全校	教員数
児童数	124	129	125	126	138	96	738	28
学級数	4	4	4	4	4	3	23	20
学級平均児童数	31	33	31	32	35	32		

第二小学校は、東部地域の小学校で最も南に位置しており、学区域は東部地域で最も広い約 99ha である。(最小は第四小学校で、約 25ha)

学区域の西には第三小学校及び第五小学校からの通学が可能な調整区域があり、第三小学校からは毎年数名が、第五小学校からは毎年 20 名前後が入学している。

また、東久留米駅南の踏切新設後、第二小学校への通学を希望する第三小学校保護者が急増し、平成 14 年度以降は毎年 10 名前後の児童が調整区域以外の区域から入学しており、平成 17 年度には合計約 150 名が両校の学区域から通学し、児童数増加の一因となっている。

このように大勢の児童・教職員で運営されている第二小学校であるが、学校

長以下の熱心な努力によって学校内は落ち着いた状態で運営されており、授業 も極めて静穏に行われている。

しかしながら、現在の第二小学校の状況は、12~18 学級とされる適正規模を大きく上回るものであり、少人数授業やクラブ活動あるいは PTA 活動等に使用できる多目的室がない等、特に施設・設備面に様々な課題を抱えていることが指摘された。

教育委員会では、これらの対策として、平成 16 年 10 月に第二小学校学区域の北に第六小学校への通学を可能とする調整区域を新設すると共に、施設上問題がある場合には指定校変更を承認しないこととし、保護者へ周知を図っているが十分な効果は現われていない。

本懇談会としては、あらためて早急かつ実効ある対応を求めるものである。

①現状と課題についての意見等

- かつては 900 人以上の児童がいたとのことだが、教育内容が多様化している現在の学校では受け入れ不可能である。
 - 教員は一生懸命やっているが、物理的に解決できない問題が現実にある。
- 他校にある各学年に1室程度の多目的室が確保できていないため、特別 教室の時間割を組むことが困難になっている。しかも、今後さらに児童 数が増えた場合に普通教室として使用できる「転用教室」もほとんどな い。
- 東京都は「少人数授業」を進めており、学年 2 学級の場合には通常の場合 3 教室を使うが、教室のやりくりが非常に難しい。
- 40人に近い学級の場合、図工等の授業で安全面の不安が指摘されており、 階段の昇降も心配である。
- 保健室には毎日 50~70 人の児童が訪れており、年間 100 件前後の事故が 起きている。
- 学校施設は教員や保護者にはどうすることもできない問題であり、今後 も周辺にマンション等が建設され、子どもが増えることが予想される。 現在の学区域では全ての子どもを収容しきれなくなるのではないか。
- 児童も教員も大勢いるので活気にあふれており、歴史のある学校なので 地域の応援も熱心になされている。
- 今は子ども達なりに「大規模校でのやり繰り」を学んでいるので、それ ほど大きな問題は出ていないようだが、放置してはならない。
- 学校も保護者も非常に苦労しているということだが、逆に言うと、子どもがたくさん来るということは、大規模であっても「よい学校」なのだろう。

• 大きな規模が問題だという意見が多いが、望んで通学させている保護者 もおり、保護者の全員が困っている訳ではない。

②指定校変更についての意見等

- 第三小学校から指定校を変更した理由は分らないが、保護者同士の話では「近いから通っている」と聞いている。
- 第三小学校の学区域から毎年 10 人前後が入学しているが、第三小学校へ入学していれば(第三小学校が)学年 4 学級になり、一学級あたりの人数が緩和された。
- 問題はあっても第三小学校や第五小学校の学区域から通学していることは現実問題として止むを得ないし、調整区域内の保護者に「いっぱいだから第三小学校へ行け、第五小学校へ行け」と言うのでは話が違う。
- 西武池袋線西側の調整区域は廃止し、上の子が第二小学校にいる場合に 限り申請すれば通学できるように変えるとよい。
- 保護者がより近い第二小学校へ通学させたい気持ちも分るが、教育委員会はそれらも含めた広い視点を持って考えているのではないか。

③問題解決の方法についての意見等

- 調整区域の新設には期待できないし早急な変化もないので、学区域の一部を他校へ編入し、在校生は引き続き通学できるように配慮すればよい。
- 調整区域内から第二小学校を選ぶ保護者が多いということは、第二小学校がよくて入学しているのだから、教室等が不足していても他校へ変わるうと思う保護者は少ない。従って、学区域を縮小しなければ児童数を減らすことは難しい。
- 学区域を変えるという提案だが、学区域外からの入学によって学区域内 の児童が他校へ押し出されるのでは納得できない。
- 新設した調整区域から第六小学校へ入学しやすくするために、調整区域 の指定校を第六小学校にして、現在とは逆に「第二小学校へも通学でき る区域」とするとよい。
- 施設が一杯でもほとんどの保護者は満足しているということなので、学校を変えることを考えている保護者はいないのではないか。
- 再編成計画では、「当面、増改築で対応する」としているが、どこに増築できるスペースがあるのか。狭い校庭に増築すると、さらに教育環境が悪くなってしまう。

校庭も一杯であり、保健室に行列ができる状況を分かっていながら、統 廃合で4校を3校に減らして第二小学校の児童数を減らすことができる のか。

(2) 第四小学校

平成17年5月1日現在の学校規模は次のとおりであり、本市で最小規模の小学校である。

学年	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	全校	教員数
児童数	13	9	15	14	16	18	85	9

本市の東端に位置する第四小学校の学区域は、第二小学校の三分の一以下の約 25ha に過ぎず、その大部分を都市再生機構(旧住宅公団)の東久留米団地と公務員住宅が占めている。

さらに、東久留米団地住民の高齢化が著しいこと、団地の建替事業が思うように進まないこと、ほとんどが第四小学校の学区域である建替箇所以外の団地(用地)の利用方法が 未確定なこと等が児童数減少の最大要因となっている。

第四小学校では、平成6年度に初めて単学級が発生(児童数271名)した後、毎年児童 数が減少し、平成10年度以降は全学年での単学級が続いている。

市は、東久留米団地や公務員住宅等を含む上の原全域について地区計画を定め、市内で最も少子高齢化が進んでいる上の原地区の再生を進めようとしているが、東久留米団地の一部を除き、ほとんどの区域では具体的な見通しが不透明である。

また、第四小学校は周辺の小学校と接近している(神宝小学校と約510m、第六小学校と約650m)が、既に閉校した滝山小学校や他地域の小規模校と異なり、学区域内の就学予定児童のほぼ全員が入学しており、その意味では落ち着いた状態が続いている。

現在、第四小学校で最も人数の少ない2年生は9名であり、最も多い6年生でも18名であるが、教職員の熱心な努力によって上質な教育が行われている。

しかし、絶対的な人数の少なさは学習内容に制約を生じさせており、一定の人数による 集団教育が可能となるよう、具体的な対応が求められている。

教育委員会は単学級の解消に取り組んでいるが、第二小学校と第四小学校という同一地域内での余りに大きな学校規模の較差は早急に是正すべきであり、本懇談会としては、多くの不透明部分を抱える上の原地区の将来像を市が明確に示すことで、第四小学校の将来像も具体化されて行くものと考える。

①現状や特色・課題についての意見等

少人数なので全員の子どもに目が届き、指導しやすい。

- 校庭が北側にある神宝小学校や、都市計画道路の整備による環境悪化が 危惧される第六小学校・神宝小学校に比べ、はるかに環境がよい。
- 広い校舎で伸び伸びしているので人間関係がゆったりしており、気持ちが大らかなのでトラブルが少ない。また、トラブルがあっても大事になる前に解決できている。
- 小学校で二番目に広い校地で85名が伸び伸び遊んでいるのでケガも少なく、保健室への来室は一桁から二桁弱である。
- 全員でビオトープを作り、全員で観察しながら自分たちの財産として築 く取組みを行っている。
- 保護者は単学級が一番よいとは思っていないが、一学級の人数が少ない ことには満足している。
- 2 年生が転校のため 9 名に減ったが、一学級 10 名を切ると保護者も不安 になり心配だ。早く何らかの方法で児童数を増やしてほしい、というの が率直な気持ちだ
- 固定した人間関係が 6 年間続くことや、男女構成のアンバランスのため 体育の授業が行いづらい等、運営しにくい面がある。また、班活動がい つも同じメンバーになることがある。
- 中学校(大きな集団)に行った時の問題が指摘されるが、不登校等の事 例がないように、特に問題はない。
- 人数が少なく、特に 2 年生は 9 名になったので、切磋琢磨する場を意図的に設け教員が一人一人の子を見極めつつ計画的に進めて行かなければ、「考える・発表する」という表現力が身につきにくい点が一つの大きな課題である。
- 社会性についても、大勢の中で揉まれる学校と違い役割が決まってくる 部分があり、自然に役割が固定化してしまうことを懸念しているので、 社会性を高める意味からも、総合学習や生活科の授業を複数の学年で実 施している他、異学年交流や地域との交流等を行っている。
- 現在の規模まで児童が減少しているにもかかわらず、これまで 4 校が維持されて来たことが逆に不思議であり、10 名の単学級という状態は誰が見ても不自然である。
- 10人とか16人の単学級は異常であり、学校のあるべき姿ではない。単学級は早急に解消しなければならない。
- 問題が全くなく、愛着もあるので廃校にしてほしくないが、団地の建替 も行われず現状が維持できないのなら、一歩進んで統廃合もあるだろう。
- 現状に問題はなく気に入っているが、「このまま行けるのか」という不安はある。

②問題解決の方法についての意見

- 保護者の意見は「あくまでも 4 校を残してほしい」ということであり、 どのようになっても第四小学校の校舎は残してほしい。4 校を残しながら 児童数のバランスを取るとよい。
- 4 校体制では、どうやっても単学級が解消できない。
- 東久留米団地の結果が出るまで 10~20 年かかるのであれば、その間に第 六小学校と統合する方法もある。
- 東久留米団地の跡に住宅が建たず、子どもの増える見込みがないと確定 すれば統廃合もあるだろうが、それまで待つのではなく、当面の対応を 実施してはどうか。
- 団地の建替がないのであれば第六小学校と統合するとよいが、もし住宅が建つとどうなるのか等々、予測できない部分が多いので差し迫った問題には対応してほしい。
- 第四小学校学区域の旧団地から建替団地(第六小学校の学区域)に住み替えるケースが少なからずあり、入学者がさらに減ってしまいかねないので、建替団地は第四小学校学区域又は調整区域に変更して児童数が減らないように配慮してほしい。
- 第六小学校又は神宝小学校から第四小学校にも通学できる調整区域を作るとよい。
- 神宝小学校の目の前の神宝町を第四小学校の学区域に変えると、最も近い神宝小を通り越して第四小学校へ通わなければならず納得できない。
- 同じように、神宝小学校の学区域を第四小学校との調整区域にすること も難しい。
- 第六小学校の学区域から上の原一丁目を第四小学校にもらいたい。
- 上の原バス通りの西(第六小学校学区域)と東(第四小学校学区域)を合計 しても、子どもは10人前後であるから、大幅には増加しない。
- 第六小学校へ上の原から通学している子どもは元々少数であり、新 1 年 生も 2 名の予定なので、第四小学校に変更してもあまり影響がないし、 I 期区域の団地(第六小学校の学区域)が建替えられても変わらない。

(3) 第六小学校

平成17年5月1日現在の学校規模は次のとおりである。

学年	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	全 校	教員数
児童数	38	37	37	45	50	57	264	13
学級数	1	1	1	2	2	2	9	13
学級平均児童数	38	37	37	23	25	29		

第六小学校は、第二小学校の北約 1,040m、第四小学校の西約 800m、神宝小学校の北西約 650m に位置しており、学区域は第二小学校に次いで広く約 73ha である。

学区域の南(第二小学校学区域)に、平成16年に新設された第二小学校からの通学が可能な調整区域があり、東端には神宝小学校へも通学可能な調整区域を持っており、平成17年度には第二小学校の調整区域から1名が入学し、調整区域から神宝小学校へ2名が入学している。

学区域には東久留米団地の一部 (現在、建替中) 以外に大型集合住宅が少なく、戸建住宅が大部分を占めている。

しかし、戸建住宅での高齢化が特に進んでいることと、東久留米団地も建替は進んでいるものの子育で世代の入居が少なく旧団地からの戻り入居がほとんどであること等が児童 数減少の要因となっており、平成15年度に初めて単学級が発生(児童数は315名)し、平成17年度は1~3年生までが単学級である。

第六小学校における単学級の特徴は一学級の児童数が多いことであり、あと 3~4 名が 入学すれば複数学級となる状況が続いているため、保護者も学校も、毎年、気を揉みなが ら新年度を迎えているという実態である。

平成 17 年度における全市立小学校の一学級平均児童数は 30.63 人であり、37 名以上の学級は全 198 学級のうち 21 学級であるが、一学級 37~38 名の単学級という状況は、40 人学級編制という制度から避けられないものではあるが、他の小規模校とは異なる困難な問題も生み出している。

そこで、第六小学校が大規模校としての問題を抱える第二小学校と隣接していることから、教育委員会は、第二小学校学区域の北に調整区域を新設し第六小学校へも入学できるようにしたが、現在のところ入学者数に大きな変化は起きていない。

教育委員会は「学校再編成計画」において、東部地域の小学校再編成についての5項目を掲げているが、全学年単学級の第四小学校だけではなく、同計画の策定時には単学級が発生していなかった第六小学校の諸問題や、懇談会でも再三言及のあった第二小学校の大規模化問題への対応を含め、地域全体を見渡した実施計画を検討・策定するよう求めるものである。

第六小学校の現状や特色・課題については、次のような意見・提言等が述べられた。

- 平成 15 年度から 1 年生が単学級になったが、人数が 39 名と多いため、 教員も苦労している。
- あと 1・2 名が入学すれば 2 学級になった年度が続いているため 40 名近い学級が多く、特に低学年は人数が多すぎて [しわ寄せ] が出ている。この先もギュウギュウ詰めの単学級が続いていくのかと、不安になる。
- 以前は東久留米団地から大勢入学していたが、最近は数名である。 また、建替団地は戻り入居が優先のため児童が増える可能性は少なく、 今後 2~3 年の間に全学年が単学級になることは確実で、言わば第四小学 校の 2~3 歩手前の状況である。
- クラス替えができて教員が増える等、複数学級がよいと思うが、40人学 級制度を変えるべきであり、40人以下の編制で複数学級にできるとよい。
- 第六小学校に都市計画道路が通ることを初めて知ったが、環境としては 第四小学校の方がよいと思う。ただし、学区域の西端(西武池袋線付近) から第四小学校までは約1.8kmあり、大人でも徒歩20~30分かかるので、 通学途中での事故や事件の心配がある。

従って、「第六小学校の子どもが全て第四小学校へ通学すればよい」とも思えない。

(4) 神宝小学校

平成 17 年 5 月 1 日現在の学校規模は、次のとおりである。 (心障学級を除く)

学年	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	全 校	教員数
児童数	88	74	64	62	51	67	406	20
学級数	3	2	2	2	2	2	13	(含心障)
学級平均 児童数	30	37	32	31	26	34		

神宝小学校には固定制心障学級である「わかば学級」が編制されている。

わかば学級の学区域は西武池袋線以東であるが、平成 17 年度は市の全域から計 17 名が 通学している。 学校は第二小学校と第四小学校の間に位置しており、第二小学校とは約920m、第四小学校とは約510mの距離であり、学区域は第四小学校に次いで狭く約42haである。

学区域の西に接する第六小学校の学区域には神宝小学校へも通学可能な調整区域があり、平成17年度には2名が同区域から入学している。

また、学区域の南には都営住宅及び公務員住宅等があり、児童数は小幅の増減を繰り返しながら少しずつ減少している。

さらに、校舎南面に沿って幅員 16m の都市計画道路 (東 3-4-20 号線) の整備計画が 進行中であり、完成 (開通) 後の環境悪化を懸念する声が強い。

本市の小学校は建築後30年以上を経過しており、教育委員会では、耐震補強工事や大規模改修工事を計画的に進めているが、現在の学校施設は変化する教育内容や地域・保護者の要望に十分に応えることが困難な状況となっているため、建替を求める声も強くなっている。

特に、神宝小学校は校庭が北側に位置しているため、降雨・降雪時には教育環境に特に深刻な影響が現われており、厳しい財政状況下ではあるが、老朽化した校舎・設備と併せ 抜本的な対応が求められる。

また、心障学級についても、困難な条件の下で学習に取り組んでいる実態を考慮し、充実した教育環境を早急に整備するよう求めたい。

2 東部地域の今後の見通し

(1) 各小学校の児童数の推計

市立小学校の児童数については、毎年、東京都教育庁から教育人口推計(以下「東京都推計」という。)が示されており、東部地域の各小学校の平成18年度から平成22年度までの児童数推計(心障学級を除く)は、次のとおりである。なお、関連する第三小学校についても参考として示した。

学校名	平成 18	年度	平成 19	年度	平成 20	年度	平成 21	年度	平成 22	年度
	児童数	学級								
第二小学校	725	23	689	22	707	22	704	21	670	21
第四小学校	75	6	75	6	78	6	84	6	98	6
第六小学校	241	8	221	7	208	6	205	6	204	6
神宝小学校	374	13	374	12	377	12	353	12	326	12
(小計)	1, 415	50	1, 359	47	1, 370	46	1, 346	46	1, 298	45
第三小学校	588	18	567	17	563	16	535	17	504	16

また、平成22年度の各小学校の学年別推計は、次のとおりである。 ()内は学級数。

学校名	1 年生	2年生	3年生	4 年生	5年生	6年生	全体
第二小学校	94 (3)	121 (4)	139 (4)	104 (3)	87 (3)	125 (4)	670 (21)
第四小学校	23 (1)	21 (1)	17 (1)	16 (1)	8 (1)	13 (1)	98 (6)
第六小学校	40 (1)	39 (1)	33 (1)	32 (1)	26 (1)	34 (1)	204 (6)
神宝小学校	47 (2)	45 (2)	64 (2)	58 (2)	44 (2)	68 (2)	326 (12)
第三小学校	61 (2)	88 (3)	84 (3)	78 (2)	82 (3)	111 (3)	504 (16)

東京都推計は、各学区域内の 0~5 歳児の人数や市が提供した各種データを基に作成されており、各校への入学数は就学予定者数に入学率を乗じて算出し、2 年生以上の児童数は前年度の児童数に進学率を乗じて算出されている。

入学率は学校により、進学率は学年によって異なっており、第二小学校の入学率は 1.180953 と高く設定されており、逆に、第二小学校への指定校変更が多い第三小学校は 0.94068、指定校変更や国公私立学校への入学者が比較的多い第五小学校は 0.836364 となっている。

推計には大規模集合住宅の計画等が反映されているが、判明している計画以外にも一定 規模の宅地開発等が当然発生する。このため計数は毎年変動するが、この推計どおりに推 移すれば、第二小学校は今後児童数が減少に転じ、平成22年度には21学級まで縮小する 見込みである。

一方、第四小学校は少しずつ増加するものの単学級が解消できるほどの増加ではない。 また、第六小学校は引き続き減少して平成20年度には全学年が単学級となり、神宝小 学校は少しずつ減少するものの全学年で複数学級が維持される見通しである。

このように、第二小学校の大規模化は一旦落ち着く可能性が高いが、各学年に1室程度の多目的室や第2音楽室・職員更衣室・高学年更衣室等の整備が望まれることを勘案すると、第二小学校における施設設備の不足が早期に解消される見込みはない。

また、第六小学校の小規模化の進行によって学校規模の較差はさらに拡大することが見込まれており、教育委員会による、一日も早い、地域全体を見通した適正規模化のための施策が望まれる。

(2) 都市再生機構(旧住宅公団)による東久留米団地の再開発等

東久留米団地では、第六小学校の学区域内で建替が進められており、都市再生機構によると合計で 1,240 戸の住戸が建築される計画である。

しかし、1,240戸の約80%は旧団地からの戻り入居と団地内移転で占められ、新規入居

分はわずか 250 戸弱に過ぎず、現在の児童推計以上の発生は見込めない。

また、東久留米団地の東部分は第四小学校の学区域であるが、都市再生機構では、一部 に店舗・診療所・市施設・郵便局等の建築を計画しているものの、大部分は土地譲渡する 計画としている。

このような中で、市は、平成15年に「住宅市街地整備総合支援事業(住市総)」として、約10,000人規模の街づくり計画を決定した。

住市総は、神宝小学校南端の都市計画道路東3-4-20号線(東久留米駅東口から埼玉県新座市に向かう道路で、一部完成している)の整備を含む計画であり、東3-4-20号線以北の神宝町から上の原全域を対象区域としている。

教育委員会では、10,000 人程度の街づくりを目指した上の原地区計画が進捗した場合、 第四小学校の学区域内に最大 400 人前後の児童が新たに発生すると試算しているが、前述 のとおり、上の原地区の大部分を占める東久留米団地の将来計画は未だ不透明であり、今 後の状況変化によっては地区計画自体を見直す可能性もあるとしている。

このように、団地の建替による児童数の増加を待望する第四小学校保護者の期待と裏腹に、東久留米団地を含む区域の将来には未確定かつ不透明な部分が多いため、当分の間は 東京都推計に近い形で推移するものと考えられる。

(3) 都市計画道路の整備

東部地域の小学校の配置・学区域(調整区域を含む)及び都市計画道路は、資料 11 並びに資料 26 のとおりである。

この中で、計画幅員 16m の東 3-4-20 号線は神宝小学校の校舎南面に接して現在の学 区域を南北に分断し、計画幅員 18m の東 3-4-15 の 1 号線は第六小学校の校地の一部を含む東側に位置し、現在の学区域を東西に分断する位置にある。

特に、整備計画の進んでいる東3-4-20号線については、完成(開通)後の環境悪化 や道路幅員16mの道路を横断して通学することへの不安が指摘されている。

都市計画道路による学区域の分断は、整備箇所の増加に伴い市内の複数箇所で生じつつあるが、東部地域においても、全面開通による交通量の増加は、前述した神宝小学校と第六小学校だけではなく、第二小学校にも同様の課題を生むことが危惧される。

本懇談会としては、学校規模適正化に伴う学区域再編成時には、都市計画道路を含む市 の道路計画及び進捗状況等を十分に考慮し、通学児童の安全向上に努めるべきと考える。

なお、通学時の安全向上のための見直し等は学校規模適正化の実施時に限るのではなく、 現在の学区域についても、道路事情の変化に合わせた対応が図られるべきである。

3 学校規模と学級規模(学級編制)

学校規模は学級数と児童数によって計られるが、学校規模の標準については、 学校教育法施行規則第 17 条〔学級数〕に「小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、土地の状況その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」とされ、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第3条〔適正な学校規模の条件〕の第1号に「おおむね12学級から18学級までであること。」とされている。

また、通学距離については、同条第2号に「小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。」とされているが、本市の小学校の最長通学距離は第五小学校の約1,380mであり、東部地域では第六小学校の約1,080mが最長である。

学校規模については、研究会答申は 40 人学級編制を前提に学年 2~3 学級(全校で 12~18 学級) を小学校の適正規模としており、学校再編成計画も 12~18 学級を目指すことを明確に示している。

言うまでもなく、本懇談会は研究会答申をベースに設置されており、その目的は、設置要綱に明示されているように「学校の適正配置と通学区域の地域内再編成等について、地域住民等と市が協力し、その目的達成に向けての意見交換等を行う」ものである。

しかし、研究会最終答申から6年以上が経過した現在、学校教育を取り巻く 状況や保護者・地域の学校への期待や要望等も変化しており、学校5日制や総 合学習等々、研究会答申時にはなかったものも少なくない。

こうした変化を踏まえ、本懇談会では、研究会答申と共に「統廃合は子どもの気持ちを最優先に考えながら、保護者・地域の意見や要望等を最大限重視して具体的な方法を決めて行く」とする学校再編成計画(平成 14 年 11 月策定)に沿って、学校規模や学級規模・学級編制についても意見を交換した。

(1) 学校規模

教育委員会の基本的姿勢は、「子ども達にとって最もよい学校という集団教育を、皆さんと共に考えながら実現したい」というものであり、学校規模についての基本的な考え方は「単学級を解消して複数学級を実現すると共に、適正規模化に伴う標準的な教員配当によって教員の負担軽減を図り、かつ余裕を持った学校施設を確保していく」というものである。

学校規模と較差について、懇談会で述べられた意見等は次のとおりである。

 12~18 学級を適正規模とする考え方は多くの自治体で採用されているが、 行政効率から導かれた数字であり、教育的根拠のある適正規模は違う。
 12~18 学級は新設校の場合には適正な基準だろうが、現在のいびつな学校配置を全て否定する根拠にはならない。

- 小規模校より大規模校の方がストレスを感じる環境にあり、問題が大きい。
- 第二小学校の規模が少し大きくても現状が若干緩和され、第四小学校も 少し人数が増えて授業の幅が広がればよい。
- 教育的意図を持ってつくった単学級や小規模校ではなく、結果として単学級・小規模校になっているに過ぎないのであり、私立の小学校ではないのだから、公立の学校が学校規模で特色を出すことはおかしい。
- 第四小学校がよい学校で愛着があっても、児童数の問題はどうにもならない。また、第二小学校もとてもよい学校だが、学校施設の問題は何とかしなければならない。
- 小規模校は目が行き届くのでよいという意見もあるが、社会に出た時には競争心があった方が向上心も生まれてくるのであり、厳しい社会の中で頑張れるための訓練にもなる。保護者や大人たちはそういう点をもっと考えるべきだ。
- 問題が大きくなる度に 1 校の学区域を調整するのではなく、地域全体を 考えなければいろいろな面でどこかに「しわ寄せ」が行ってしまう。
- 一方はガラガラだが他方は満杯という状況は、学校現場を預かる立場からはどうしようもない。
- 同じ市で、同じ地域で、同じ教育を受けているはずの公立学校にもかかわらず、24 教室で23 学級の学校の一方に20 教室で6 学級の学校があるという偏りがある。
 - 小規模校ではパソコンが 1 人に 1 台あって何時間でも使えるが、第二小学校はようやく 2 人で 1 台を使えるようになった。このような較差は教員や保護者が解消できるものではなく、行政が対応すべきものである。
- 公立の学校なのだから規模の較差は早く是正すべきである。第二小学校 へ通っている子ども達が全てを背負わされている現状は、保護者として 切ない。
 - 学校の較差を早く解消するために市が具体的な案を提示し、保護者はその提案にどうサポートできるか、というように前向きに話しを進めたい。

(2) 学級規模(学級編制・単学級・少人数学級)

学級規模は一学級あたりの児童数で計られるが、公立小学校の学級編制については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条〔学級編制の標準〕に定めがあるが、法制定以前の平均的な児童生徒数は60人であり、法制定によって昭和38(1963)年に全国で50人学級となった。

その後、法改正が2度にわたって行われた結果、昭和53(1978)年に全国で

45 人学級となり、平成 3(1991)年から全国で 40 人学級となっている。

しかし、子ども達自身の変化・いわゆる「学級崩壊」の低学年化・深刻化するイジメや不登校の増加等をはじめ、学校教育に関わる諸課題の重層化と公立学校への期待・要望の多様化が進む中で、保護者だけではなく、学校そして市町村教育委員会においても40人以下の少人数学級化を求める声は年々強まっている。

このような中で、国は、学級編制基準を変更する法改正は行わないが、少人 数編制ための教員人件費を市町村が負担することを前提に、都道府県の同意が 得られた場合には、市町村が独自に少人数学級を編制することを認める姿勢へ 転換した。

なお、東京都は、現在のところ 40 人を上限とする学級編制を変更する考えを持っておらず、市町村が費用を負担して教員を確保することについても、同意する考えを示していない。

これは、

- ①集団での生活や学習を効果的に行うためには一定の人数が必要なこと。
- ②算数等、少人数で行うことで教育効果が期待できる学習は少人数や T·T を行っていること。
- ③他県と異なり東京都内の自治体は財政力の差が非常に大きいため、市町村の 費用負担による少人数編制を認めた場合には、自治体間の較差が著しく拡大し、 好ましくない、等の考え方に基づいている。

しかし、少人数学級を求める意見は懇談会でも多数の委員が述べており、教育委員会も東京都の財政負担による都全体での少人数学級の実施を求めていることから、本懇談会としても、40人以下の少人数学級編制を強く要望するものである。

なお、懇談会では、一学級の児童数についての意見交換と同時に単学級の是 非についても一定の議論を行っており、その主な意見等は、次のとおりである。

- 最近の子どもは人間関係を作ることが苦手なので、大人が目をかけ手を かけて発達段階に則した対応が必要であり、小さな集団で豊かに関わり ながら育てて行く必要がある。
- なぜ単学級が良くないかについては、行政効率や人間関係の固定化、クラス替えがあった方がよい等の一般的な議論を聞くが、それだけでは第四小学校の保護者は納得できない。

2年ほど前に行ったPTAアンケートでは、「単学級に問題がなくはないが、 学級の人数の方が問題だ」という回答もあった。 学芸会や行事は少人数のメリットが一番分かりやすく、全員が主役で台 詞も多く、途中で着替えて幾つかの役をこなす等、少人数のメリットが 最大限現われる機会であり、行事を評価する声は他学年の保護者からも 出ている。

単学級では人間関係が固定化するということについても、逆に濃い人間 関係が築ける。

苦手な子は必ずいるが、単学級では苦手な子とも付き合わざるを得ないので、他のクラスだから付き合わないで済むとか、隣のグループとは話をしないでも済むということは全く無く、嫌々ながらも付き合って関係を築かなければならないので、よい方向に向く可能性もある。

このことは保護者も同じで、苦手な保護者でも協力しなければならないので、濃い人間関係を作っている。保護者同士の良好な人間関係は子どもにとっても良いことだと思う。

- 学区域の変更等により 40 名の学年に 1 名が増えて単学級が無くなり、一学級の人数が緩和されるケースもある。その他は教員の対応でカバーできる。
- 第三小学校は3年生の学級あたり人数が最も多いが、公立の学校なのだから平等にしてもらいたい。市はもっと踏み込んで進めるべきだ。
- 10 人とか 16 人の単学級は異常であり、学校のあるべき姿ではない。単学 級は早急に解消しなければならない。
- 一学級30人程度の複数学級が最もよい。
- 今後の少人数学級化を考慮すると、学校を減らすのではなく、4 校で均衡 を取りながら教室もフルに活用し、子どもにとって幸せな方向に進める ことが最もよい。

4 通学区域と指定校変更、調整区域

学校教育法施行令第5条は、「市町村の教育委員会は、設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき学校を指定しなければならない。」と定めている。

このときに、学校の指定が恣意的に行われたり不公平感を与えることがないよう、あらかじめ地域の実情や地理的条件を踏まえて通学区域を設定し、この区域に基づいて就学校が指定されることが一般的である。

さらに、同施行令第8条は「市町村の教育委員会は、相当と認めると きは、保護者の申立により指定した学校を変更することができる。」と している。

また、各自治体では、学校新設時の通学距離・安全面や地域の事情、

保護者の要望、学校規模の不均衡化等への対応策として、指定校の変更 が可能な区域である「調整区域」を設けている。

本市においても、東久留米市立学校通学区域に関する規則(資料 12)において、学区域及び調整区域、指定校変更の承認基準等が定められており、東部地域では、第四小学校を除いた3校に計4箇所の調整区域(①第二小学校から第六小学校へ、②第六小学校から神宝小学校へ、③第三小学校から第二小学校へ、④第五小学校から第二小学校へ)が設定されている。

しかし、1 [各小学校の現状と課題]の項で述べたように、この4箇所の調整区域のうち2箇所は他校から第二小学校への通学を可能としており、このことが第二小学校の児童数増加と第三小学校の学年毎の児童数の偏在の一因となっている。

教育委員会は、学校規模適正化の方法として統廃合や学区域の再編成 を掲げているが、懇談会では、学区域のあり方についての議論を発展さ せ、指定校変更や調整区域についても意見を交換した。

本懇談会としては、児童の地域内偏在化が進行し較差が拡大しつつある東部地域の現状に鑑み、必要な学区域の変更がなされるよう要望する ものである。

なお、短期間に学区域の変更を繰り返すことは教育現場に不要な混乱 や軋轢を生むので絶対に避けるべきことは言うまでもないことであり、 教育委員会は、地域の状況変化等に一定の見通しを持って取り組むよう 求めるものである。

懇談会で述べられた主な意見・提言等は、次のとおりである。

(1) 学区域のあり方

- 都市計画道路の進捗状況も加味しながら、もう少し現実的な学区域にしてはどうか。
- 学校は元々現在の場所にあり、学区域内の住民や児童の増減が現在の較差を生んでいる。

学校がない状態で「これから学区域をどうしたらよいか、どこに学校を建てるか」と考えるのなら理想的な学校配置や学区域の設定も可能だが、現実に学校があり位置を動かせないのだから、どうしても児童数の多寡や学区域の不整形が生じてしまう。

• 遠い区域と近い区域は、学区域をどう設定しても生じてしまうので、あまり問題ではない。

通学距離と各校の規模や施設・設備に沿って考えるべきである。

(2) 東部地域、特に第二小学校への対応について

- 大門町一丁目のように第六小学校の方が近い区域もあるので、第二小学校の児童数増加を解決するためには、第二小学校の学区域を小さくすることも仕方がない。
- 学区域を変えると何百人もの児童の通学校が変わるので、ある程度の余裕をつくり、「ここは学区域が変わりましたので、入学校が変わります。 在校生も、希望者は第二小学校から第六小学校へ移ってもよいです。」 と、柔軟性を持った方がよい。
- 徐々に学区を変えるのでは問題解消に6年間かかる。
- 入学時に指定校を変えると 6~7 年かかるが、子ども達の気持ちを考えな がら柔軟に様々なケースを想定し、長い時間をかけて変えてもらいたい。
- バス通り(都市計画道路東3-4-20号線)を境に、浅間町までを第二小学校の学区域とし、北側は他校の学区域に変える線引きが自然である。
- 学区域がある以上、遠くから通う子どもがいても当然なので、教育委員 会が線引きした方がよい。

(3) 指定校変更と調整区域

- 児童数を均等に近づけるために新しい学区域を考えても、指定校変更を 承認する範囲が大きいと児童数に偏りが出てしまうので、新しい学区域 を決めた意味が半減してしまう。
- 東部地域の 4 校は距離が近いため、調整区域を設ければ通学校はそれほど遠くならないので、何とか納得してもらえるのではないか。
- 調整区域は新入学の場合には効果があるが、在校生が問題になる。
- 第三小学校へ入学すべき子どもが、施設が一杯の第二小学校へ入学している現状を放置してはならない。
- 第三小学校から第二小学校への指定校変更の理由は分らないが、保護者 同士の話では「近いから通っている」と聞いている。
- 第三小学校の学区域にあるマンションには、第二小学校へ通学している 児童と第三小学校へ通学している児童がいるが、自宅から近いという理 由で第二小学校を選択している現状は、指定校や学区域という制度を考 えると不公平である。

• 調整区域から第二小学校に子どもが集まる状況になっているが、第二小学校も自ずと受入可能な人数が決まっているので、調整区域を設けつつ学区域を狭める方法が妥当である。

5 学校選択制

学校選択制について、本市では「学校再編成後の新たな取り組み」と位置付けているが、これは、適正規模化に先行して学校選択制を実施した自治体で学校規模の較差が拡大し、より深刻な事態に陥った例が多いことから、そのような事態を防ぐ意図を持っている。

懇談会での意見交換は、学区域のあり方から学校選択制へ波及したが、本懇談会としては、学校規模に大きな較差がある現状において、学校選択制は実施すべきではないと考える。

なお、懇談会で述べられた主な意見・提案等は、次のとおりである。

積極的意見

- 学校選択制によって各校がそれぞれの特色を出せば良いのであって、選択制を実施している市や区では、入学時期近くになると教職員が駅頭に立って「〇〇小をお願いします」と勧める活動があると聞いている。こうしたことを行うのも面白い。
- 通学距離が長くなるという課題は、スクールバスを運行してサポートすれば解消できる。
- 学校選択制では各校に定員を作るが、あくまでも学区域内の子どもが優先する。

定員に不足した分のみ学区域外の入学希望者を受け入れるので、学区域 外の子どもが多い学校の人数を抑制できるメリットがあり、考慮する余 地がある。

消極的意見

- 実施した結果、1名も入学しない学校が生まれた区部の例もあり、必ずしもうまくいっているとは限らない。
- 保護者は [ロコミ] や風評で動くので入学者がゼロになる場合もあり、 新入生を迎えられない事態になると在校生が可哀想である。
- 児童の獲得に教員が大変な苦労をするというのでは、筋が違う。

- 児童数のバランスを良くするために実施した結果、一層アンバランスになることもあり得る。バランスという目的で考えると、東部地域では上手く機能しない。
- 学校規模適正化の目的である「均等な教育条件」が損なわれるのではないか。
- スクールバスの運行にも相当の経費がかかる。
- 人気校と不人気校が現れ、教員不足や施設不足が起こりかねない。
- 保護者が隣の学校と比べてしまうような落ち着かない部分があり、現状では決してよいものではない。
- 公立学校である以上、非常に特色のある教員がいても必ず異動するのだから、教員の質を揃えればどの学校へ行っても同じ教育が受けられるはずだ。
- 学校を選びたいのであれば私立学校へ行けばよいのであって、税金で運営している以上、同じ教育が受けられるように学区域を改め、指定された学校へ行くべきである。

その他の意見

- 公立学校のよい点は、近所の友達と一緒に近くの学校へ入学し、安全で楽しい生活が送れることである。
- 公立学校は学区域が決まっているので、保護者が各校の状況を色々調べてまで入学校を選ばないだろうし、仮に、ある学校に特色があっても、教員は異動するのだから卒業までには変わってしまうだろう。 公立学校とはそういうものであり、最近「特色ある学校づくり」と言われているが、保護者はそれほど考えておらず、第一条件は「近い学校」である。
- 「特色ある学校づくり」もよいが、どこの学校も同じように頑張っているような形で取り組んでもらいたい。
- 学校の再編成後に学区域を自由化すると、新たな不均衡が生まれるのではないか。

6 心身障害学級(特別支援教育)

(1) 市立小学校の心障教育

本市における小学校の心身障害学級(以下「心障学級」という。)は、知的 障害に対応する固定制指導学級(以下「固定学級」という。)と、情緒障害に 対応する通級制指導学級(以下「通級学級」という。)が設置されている。

固定学級については、平成 16 年 3 月の滝山小学校閉校に伴い「しらゆり学級(平成 17 年度:12 名 2 学級)」が第七小学校へ移転したことが記憶に新しく、東部地域は神宝小学校に「わかば学級(平成 17 年度:14 名 2 学級)」が、中部地域は第三小学校に「すずかけ学級(平成 17 年度:18 名 3 学級)」が設置されている。

また、通級学級についても、滝山小学校の「あすなろ学級」が閉校に伴い 第七小学校へ移転し、現在32名が、第四小学校と神宝小学校を除いた計13小 学校から、遠方の児童は小型スクールバスを利用して通級している。

(2) 特別支援教育

本市での心身障害教育はこのように運営されているが、近年、障害の重度・ 重複化や多様化が進んでおり、複数の障害に対応する併置型養護学校の設置や 障害の程度に応じた教育環境整備、規模と配置の見直し等が全国規模での課題 となっている。

また、心障学級に在籍する児童への教育的支援が課題となっており、特に、LD・ADHD・高機能自閉症等の児童は、全般に知的発達の遅れがないことから通常学級で教育を受けているが、学習面・行動面で著しい困難を示し、学習活動や対人関係の不適応を起こす場合もあることから、適切な指導・支援を行うことが課題となっている。

こうした中で「発達障害者支援法」が施行され、これに伴い「特別支援教育」という考え方が出されている。

この特別支援教育については、東京都教育委員会が推進計画を策定中であるが、市町村には、児童・保護者のニーズや地域の実情等を踏まえ、特別支援教育推進体制を整備して行くことが求められており、具体的には、管理職・学級担任等への研修、特殊教育(補注:本市では「心身障害教育」といっている。)教諭免許状取得の促進、教員の人事交流、大学・外部専門家との連携による研修・研究等があげられている。

このように、現在は、従来の心身障害教育を特別支援教育へと発展させる過渡期と言えるが、子ども達の障害に応じた適切な教育には休みがあり得ないのであり、現行の心身障害教育を継続しながら徐々に特別支援教育への切り替えが進められるものと思われる。

(3) 懇談会での意見交換

学校再編成計画は、心障学級について「施設環境や配置は十分なものとは言えない」として、「学校再編成を契機とし、通級学級の新設や適正配置等の条件整備、施設整備を計画的に行い、心障教育の充実を進める」としており、東部地域に関しては、通級学級の新設及び固定学級の施設・設備の整備が挙げられている。

これは、研究会答申及び西部地域懇談会報告において、「小学校の通級学級を、西部地域だけでなく東部地域にも設置し、市内2校体制を整えること」が強く要望された結果と言えるであろうし、本懇談会も心障学級に関わる意見交換を行った結果、西部地域懇談会と全く同様の結論を得た。

先に述べたように、特別支援教育が実施される段階での通級学級の取扱は不透明であるが、本懇談会としては、通級学級の新設による2校体制の早急な実現を求めたい。 懇談会で述べられた主な意見・要望等は、次のとおりである。

- *最も近い学校で生活し手当てを受け、障害があっても自分の地域の中で暮らして行くことを考えると、学校数を減らす計画には納得がいかない。
- * あすなろ学級には、通常学級ではおおむね参加できるが場合によって 不適応を起こしやすい児童や、折り合いの付け方が苦手な児童等が様々 な症状を持ちながら通級している。
 - こうした児童が、週1~2日あすなろ学級へ通うことで落ち着きや安心を取り戻し、残る3~4日は自分の学級で頑張れるように応援している。 具体的には、個別に話しを聞くことやマン・ツー・マンでの学習等、その子なりの折り合いの付け方に応じた個別支援を行っている。
 - こうした個別支援が必要な児童は年々増加しており、個別指導を充実させるためには現状の1校だけではなく東部地域にもぜひ設置して、2校で補い合いながら充実させることが必要である。
- 第四小学校にはスペースもあり、自然も豊かなので、通級学級を設置するとよい。また、市の東端に位置しているが、通級バスがあるので不便ではない。
- 集団になじめない子どもが増えている状況を考えると、個別指導を行う 通級学級を増やすべきだが、財政事情を考えると学校の空き施設を利用 し、少ない支出で実現する方策を考えるべきである。 東部地域の学校適正配置化と並行して考えてはどうか。

- 3 校に再編成する際には心障学級の配置も検討すると共に、地域内でのバランスを考慮すべきである。特に、通級学級の新設は再編成計画に含める必要がある。
- 東部地域の心障学級は、きちんと設置し続けてもらいたい。
- 東部地域には情緒障害学級がないため遠くの第七小学校(あすなろ学級) へ通級せざるを得ないので、東部地域にも情緒障害学級をぜひ設置したい。

7 学校規模適正化の方法

学校規模は学級数と児童数で計られるが、最大の第二小学校と最小の第四小学校とでは、学級数で約3.8倍、児童数で約8.7倍もの較差が生じており、この較差を解消すべきことでは全委員の意見がほぼ一致した。

そこで、懇談会では、同一地域内の非常に大きな較差を解消し安定的な適 正規模に近づけるためには、どのような方法が望ましいかについて意見を交換 した。

なお、各委員の意見・提案等は、次のとおり6項目に分類して報告する。

(1) 学校規模適正化への考え方

- 同じ税金を払っているのだから同じ教育を受けられるように、バランスのよい線引きを行わなければならない。「どの子にも同じ教育を」という基本があるにも関わらず、児童の増える学校は毎年増え、減る学校はさらに減り続ける現状を変えなければならない。
- 適正規模の実現は避けて通れないものであり、実現しなければ義務を果たさないことになるが、大切なことは「今、学校にいる子どもをどうするのか」ということである。
- すぐに適正規模にはできないにしても、きちんとした展望が示されていれば頑張れるが、見通しがないままでは子どもにも保護者にも相当の負担が続いてしまう。
- 最も大きな問題は、第四小学校が地域の端に位置することを含め学校の 配置が悪いことと、第六小学校も児童が増えそうもない、ということで ある。
- 学校規模や安全な通学等も考えた結果、再編成以外の方法が出てくれば、 それはそれでいい。

- よほどのことがない限り学校の廃止は究極の選択であり、統廃合後に子 どもが急激に増えて学校がパンクしては困る。
- 公立の学校は、教育や生活の拠点以外に地域のコミュニティや災害時の 避難場所等、色々な役割を持っているので、学校がなくなると地域の活 性が失われる。
- 主観的な意見ではなく、現実的に物理的にどうかを考えるべきだ。
- 教育委員会が速やかに方針を決め進めてほしい。明確な方針が示されれば、保護者は自分の子どもを想いながら折り合いをつけて行くので、そるそろ統合準備会を作って具体的な議論に時間を割いた方がよい。

(2) シミュレーションを利用した議論

懇談会では、学校規模適正化の具体的なイメージを各委員が共有するために、事務局に各種シミュレーションの作成を依頼し、これに基づいた議論を行った。

このうち、主に議論の材料とした資料はNo.34 であるが、この資料は 40 人学級編制を基準に、平成 17 年度児童数及び平成 22 年度児童推計を基礎数値として試算したものである。

なお、資料35は、30人学級編制で学区域変更又は統廃合を実施した場合、 学校施設(普通教室)の不足が危惧されることから試算し直したものであり、 再編成の形態によっては第二小学校と神宝小学校で不足が生じる可能性が ある。

各シミュレーションの検討結果は、次のとおりである。

- ①資料 34 の 1~4/8 は、現在の 4 校で学区域を再編成する場合を試算した。
- 1/8 第六小学校から上の原全域を第四小学校へ編入する場合であるが、 第二小学校の規模に変化がないため、支持する意見はなかった。(30 人 学級編制の場合、第二小学校は2教室が不足)
- 2/8 1/8 に加えて第二小学校の調整区域(東本町全域・大門町1丁目他)を第六小学校へ編入する場合であるが、単学級が解消されないため少数の支持意見にとどまった。
- 3/8 第六小学校から上の原全域と金山2丁目を第四小学校へ編入する場合であるが、第二小学校の規模に変化がないため、支持する意見はなかった。(30人学級編制の場合、第二小学校は2教室が不足)

- 4/8 3/8 に加えて第二小学校の調整区域(東本町全域・大門町1丁目他)を第六小学校へ編入する場合であるが、単学級が解消されないため少数の支持意見にとどまった。
- ②資料 34 の 5~8 / 8 は、第二小学校以外のいずれか 1 校を廃止して 3 校 へ統廃合する場合を試算した。
- 5/8 第四小学校と第六小学校を統合する場合であるが、第二小学校の 規模に変化がないため、支持する意見はなかった。(30 人学級編制の場 合、第二小学校は2 教室が不足)
- 6/8 第四小学校と第六小学校を統合し、統合校に第二小学校の調整区域を編入する場合であり、多数の支持意見があった。
- 7/8 第二小学校の調整区域を第六小学校へ編入し、第四小学校と神宝 小学校を統合する場合であるが、神宝小学校を存置した場合に学校施設 (普通教室)が不足する可能性が高いため、支持する意見はなかった。
- 8/8 第四小学校の学区域のうち神宝町全域を神宝小学校へ編入し、他の区域を第六小学校と統合すると共に第二小学校の調整区域を編入する場合であり、多数の支持意見があった。

③事務局の説明と考え方

a) 仮に、平成17年度に7/8の再編成を実施するためには、第二小学校・第四小学校・神宝小学校の児童のうち、神宝小学校を存置する場合は3校で計269名が、第四小学校を存置する場合には同じく590名もの児童が一斉に通学校を変えなければならない。

また、平成22年度に実施する場合には、現1年生のほとんどが通学校を変えなければならない。

従って、平成17年度の実施は実質的に不可能であり、平成22年度にも相当困難と考えている。

b) シミュレーションとしては様々な形の学区域や数字を示すことができるが、現実に実施する段階では相当の誤差が生じることもあり、このように大規模な通学校の変更が現実に可能とは考えられない。

(3) 学区域を変更して4校を維持する方法についての意見等

4校を残して学区域を再編成した方が、特色を持ったよりよい学校を作り やすいし、財政的にも負担が少ないのではないか。

- 仮に神宝小学校と第四小学校を統合した場合でも相当の児童数になり、 少人数授業等を考えると施設に余裕がないので、今の 4 校で学区域を見 直した方がよい。
- 現在の学校施設で受け入れることができる児童数は自ずと決まってくる ので、施設の能力に応じた教育活動ができる学区域に変えるとよい。
- 学区域を変える場合には兄弟姉妹の問題が起こるが、変更後に、期間を 定めて指定校変更を緩やかにする方法もある。
- 第六小学校と第四小学校は児童が少ないので統合すればよいと単純に考えていたが、通学距離が長くなることや東久留米団地の不透明部分を併せて考えると、4校の維持に傾く。
- 40 人近い学級がある状態で閉校・統合して規模を大きくするよりも、学 区域を見直して第四小学校に児童が移動するとよい。
- 神宝町を第四小学校の学区域に変えると、最も近い神宝小学校を通り越 して第四小学校に行かなければならず、納得できない。 同じように、神宝町を調整区域にすることも難しい。
- 4校を維持するためには、第二小学校から第六小学校へ、第六小学校から 第四小学校へ児童を移す方法が最もよい。
- 平成 18 年度以降は第二小学校の調整区域を第六小学校の学区域に変え、 第四小学校は第六小学校の方向へ学区域を広げる。
- 同時に神宝小学校の学区域を南へ広げ、第二小学校の児童を減らす。
- 第二小学校の児童数を減らすように学区域を変えれば第六小学校の単学 級が解消されるかもしれないので、突出している部分に手を打って検証 する方法がある。
- 財政が緊迫している中でも 4 校を維持できるのであれば、目の前に学校があっても遠くの別の学校へ通うことを覚悟した上で、調整区域と学区域の見直しに着手すべきだ。
- 資料34の2/8又は4/8が第四小学校保護者の希望に沿っている。
- 児童数だけを見ると、資料34の2/8又は4/8が妥当だが、4/8をさらに修正して、第二小学校の新川二丁目付近も神宝小学校へ編入すると一層よい。
- 児童数の均等化を図っても、実際には学級数や児童数に差が出るだろうが、それは学校の特色ではないか。保護者にも選択の幅が広がるだろうし、それを生かした特色ある学校づくりが考えられるのではないか。
- 公立学校が学校規模で特色を出すことはおかしい。

- 4校の学区域を変えて少し均衡を取り推移を見る。その後、どうしても 4 校の維持には無理があるということであれば、その時に統廃合の話を出 してもよい。
- 第二小学校と第四小学校の学区域には大規模な開発等、予測できないものがあるので、4校で学区域を調整しても5年後・10年後の見通しまでは持てないのではないか。

(4) 1校を廃止して3校へ再編成(統廃合)する方法についての意見等

公立の小学校であることを考え、「3校が自然である」と受け止めた。 4校を維持するシミュレーションでの第四小学校の(各学年の)人数を見ると、同じ単学級でも第四小学校は10人だが第六小学校は36人であり、あまりにも差が大きすぎる。いつも30~32人の学級を見ているので、10人とか15人の学級は少人数指導の人数としか思えないし、想像すらできない。

単学級がよいとか複数学級が望ましいということ以前に、10人の単学級は衝撃的だ。

- 4校を維持する場合の最大の問題は、どのように学区域を調整しても第四 小学校が単学級になってしまうことである。
 - 4 校体制では単学級が解消できず、解消するために学区域を無理に調整すると通学距離が不均衡になるが、それが最善なのか。
 - 4 校体制で無理矢理に調整を行えば 10 人の学級が 20 人~30 人になるかもしれないが、それでも単学級は単学級である。
- 4 校を維持しても第四小学校の全学年を複数学級にできる方策があるのなら、第四小学校を残す意味がある。しかし、どう調整しても単学級が続くのであれば4校を残すメリットはない。
- 4 校を維持する場合には資料 34 の 4/8 が妥当と思うが、それでも(平成 22 年度の) 第四小学校は 160 名で単学級は解消されないので、最終的に 安定した学校とは思えない。
- シミュレーションの説明を聞いていると「4 校の維持は物理的に無理か」 と思うので、元の考えに戻り第四小学校と第六小学校を統合するしかない。
- 第二小学校の学区域は広いので学区域を変えれば児童数は減るが、浅間 町からは第二小学校へ通学する以外に学校がない。

また、神宝小学校・第四小学校・第六小学校の3校は接近しているので、 学区域を変えると互いに[食い合い]になってしまい、一層いびつにな る可能性がある。 • 4校での学区域調整は学校位置の関係から難しく、厳しい市の財政面からは3校体制が望ましいだろう。

第四小学校は「すばらしい学校をなくさないで」と言っているし、第二 小学校もとても良い学校だが、全体を考えると 3 校体制に落ち着くので はないか。

- シミュレーションを見ると 4 校の維持には無理があるので、3 校へ再編成して適正規模化を図るべきであり、どのように・何年後に実施するか等を決めるべきだ。
- 適正配置という観点からシミュレーションを見ると、「4 校ならこの方法、 3 校ならこの方法」という以前の自然な感覚として、各校を 14~17 学級 にできる 3 校体制が適正ではないか。
- 「せっかく作った学校をなくしてしまうのはどうか。できるなら 4 校を 残すように考えて・・・」とも思うが、4 校を維持する場合のいびつなシミュレーションを見ると「これでいいのかな」と思い、3 校に再編成する場合に通学校が変更になる人数を見ると「どうなのかな?」と迷ってしまう。

3 校への再編成以外に方法はないという気持ちはあるが、1 校をなくす方向へ話が進んでしまうことを残念に思う気持ちもある。

しかし、最終的には3校体制で仕方がないのではないか。

- 全体のバランスから明らかに 3 校体制以外にないが、学区域の線引きに は検討の余地が残っているので最善の区割りを考える必要がある。
- 財政面で 4 校の維持が困難なら、残念ながら統廃合を行わなければならない。

第四小学校の保護者は反対運動をしていたようだが、気持ちは分かるが、「学校がなくなって吸収される」と考えるのではなく「両校のよいところを生かして一緒に頑張ろう」と、「第六小学校が残って第四小学校がなくなる」ではなく「第四小学校のよいところを第六小学校がもらう」という考え方をすべきだ。

 6 学級の学校と 23 学級の学校が存在する 4 校体制よりも、全校が 13~17 学級になる 3 校体制が自然である。

学校の位置によって自然に学区域が決まってくるので、4 校での数合わせを行うと全域での玉突きとなり、大勢の子どもが通学校を無理に変えなければならない。

ただ、一方では、全体の児童数が大きく変化していない状態で 3 校に減らして「今後どうなのか」という不安もある。

いずれにせよ、現状の学校規模は明らかに偏り過ぎなので、すみやかに解決すべきだ。

- 第四小学校をなくして他の学校へ子どもを変わらせる方法が、人数も少なく簡単で、しかもお金もかからないことは分るが、第二小学校の満杯 状態は最も解決が急がれている。
- 資料 34 の 7/8 で神宝小学校と第四小学校を統合する場合、神宝小学校には第二小学校に近い区域が多いため、指定校を変更して第二小学校に通学する子どもが何十人も出る可能性が高い。
- 単学級解消を最優先にすると 4 校を維持する結論には絶対ならないし、4 校で均衡を取ろうとすると学区域がいびつになる。
- 4校を3校にするという意見には反対だが、3校にする場合でも第四小学校の校舎は残してほしいので、第四小学校に通学できる学区域を考えてもらいたい。
- 第四小学校ではなく、第六小学校が廃止になる場合もあるのではないか。
- 3 校に再編成する場合でも、再編成に伴う施設整備予算が必要なので直ち に経費の削減にはならず、結果として 1 校分の財政負担が軽減されるだ けであり、実施後の将来的な教育の姿が見えないことが心配だ。

(5) 調整区域を新設する方法についての意見等

- 第二小学校も第四小学校も、学校自体はよいが人数や施設の面で大変だということなので、多少のアンバランスが残っても第二小学校を小さくできるように、調整区域を設けるとよい。
- 第二小学校に第六小学校へも通学できる調整区域を設けたように、第四小学校の小規模化を解消するためにバス通りの西側を第四小学校へも通 学できる調整区域にするとよい。
 - 大規模化には少しずつ対応しているが、「小規模校はつぶせばいいから 放っておこう」と受け取られる。
- 暫定的な調整区域の新設は、徐々に学校選択制に近づくので好ましくない。

(6) その他の意見等

財政的な問題もあるが、できれば第四小学校と第六小学校の中間に新しい学校を建設して両校を統合し、この新設校と神宝小学校に第二小学校の児童を割り振る方法がよい。

• 本市も私立小学校へ通わせる保護者や中学受験者数が増えており、東中は適正規模を大きく下回って、1年生と2年生は各2学級だけである。 こうした実態を考えると、本市でも公立学校の生き残りを賭けた取り組みを始めなければならない。

小·中一貫校を作ることで新たな魅力が生まれ、児童・生徒も増えるだろうし、東久留米団地の建替に伴い教育熱心な若い世代が集まる可能性も 生まれるのではないか。

3 校体制がよいという意見が多いが、1%でも可能性があるのなら 4 校の維持に取り組むべきであり、新たな取り組みがどうしても不可能ならば 3 校に再編成する以外にない。

しかし、3 校へ再編成しても「公立校離れ」は進んで行くだろうから、何年か後には同じ状況が生まれ同じ問題が起こるのではないか。

「特色のある学校づくり」と言うのなら、小・中一貫校があってもよい。

• 第四小学校と東中学校での小・中一貫教育は斬新なアイディアであり、全域から希望者が来て人数も増えるだろうし、同一敷地なので「モデル校」として実施してはどうか。

財政が厳しいという事情はあるが、教育や子育てに一定の予算を注がなければ将来が暗くなってしまうので、長期的な展望を持ってほしい。

なお、以上の意見(提案)について、教育委員会から次のような説明があった。

- 1. 学校の新設は、財政問題以前に適した場所に空地がないため不可能である。
- 2. 全国的な傾向として「公立校離れ」はあるが、本市では約95%が市立学校へ入学している。
- 3. 小・中一貫校には運営や経営に多くの課題があり、例えば、小学校入学時に一定の門戸が開かれていなければ公立学校としての形態が保たれないが、その前提となる学校選択制は、本市においては適正規模が実現した後の検討課題である。
- 4. 義務教育における一貫校という特性の中で、転入学者への教育的対応が十分に可能なのか疑問がある。
 - また、学校施設の整備に相当多額の支出が必要であり、これらの諸条件を十分に検討した上でなければ、実現は難しい。
- 5. 長期的な展望を持って考えることも重要だが、現実に分かっている範囲 は児童数の推計が可能な 5 年間であり、その 5 年間にどうすべきかを考 えてもらいたい。

学校は集団教育が基本であることを踏まえつつ、「税を使って設置し、

運営されている公立学校」の望ましい規模を検討した結果、12~18 学級という数が示されていることを理解してもらいたい。

8 学校再編成の課題

教育委員会の学校再編成計画は、市立小学校を 12~18 学級の規模に再編成する計画であり、その方法として「統廃合はもちろん通学区域の再編や学校施設の更新、学校選択制の実施など、あらゆる方法を検討しながら計画を推進する」としている。

そこで、6〔学校規模適正化の方法〕に述べたように、様々な方法について 討議を行うと共に、再編成実施の課題となるものについても意見を交換した。

(1) 通学区域について

- 都市計画道路(東3-4-20 号線及び東3-4-15 の1号線)は、再編成計画から切り離せない。
- 保護者の希望を 100%満たすように学区域を変えることはできないが、地域でもサポートできる。
- 新しい学区域が決まれば順応して行く以外にないのであって、その上で、 問題が出た時にどうサポートするかを考えればよい。
- 滝山小学校は人数が少なかったので実質的に吸収される形になったが、 再編成にあたっては、どの学校にも学区域の変更が行われるようにして、 なるべく大勢の子どもが学校を変わった方が、「新しい学校を作る」と いう感覚を持って進められるのではないか。
- 全校で子どもが動いた(転籍した)という感じになればよいが、実現するためには多額の予算と労力が必要になる。

(2) 学級規模について

- 第六小学校と第四小学校が合併すると児童数もちょうどよくなるが、40 人近くの学級が生まれる学年もある(補注:平成15年度の児童数での試 算による)ため、不安を持つ保護者もいる。
- 人数が多くなった学級には行政が補助員等を配置して、サポートすれば よい。

(3) 再編成の形態など

- 今よいものは将来も残って行くだろうと信じているが、子どもと保護者 の気持ちを一つにしながら「新しい学校へ移ってもいいよ」あるいは「こ こは大事に残そうよ」という部分もあってよい。
- 3 校に統廃合する場合には、どの学校を残すかにより学区域や問題点も違ってくる。まず、どの学校を残すかを決めるべきである。
- 滝山小学校の場合は第七小学校と第九小学校に分かれる形態で実施できたが、4校の位置関係から東部地域では同じようにはできないだろう。
 大勢を変えるか、少数を変えるかという点では、経費だけを考えれば少数を変える方がよいが、そういう視点ではなく、将来を見通して各校が同じような規模になるように進める必要がある。

また、それぞれの学校には伝統や思い入れ・愛着があるので、これを機会にそれらを刷新するのか、あるいは上手く生かして行くのか、という話し合いを今後行わなければならない。

(4) 学校施設など

- 合併した際は児童数が変動するので、施設不足に陥らないよう、施設の 拡充・整備は当然行わなければならない。
- 財政状況が前提にあるので、できれば施設を改修せずに統合できる方が よい。
- 小学校の再編成では学童保育所も考慮する必要がある。

以上の意見に対して、教育委員会から次のとおり説明があった。

- 1. 再編成実施にあたっては、心障学級はむろん受入校全体の施設設備の整備を計画している。
- 2. 学童保育所との関連を無視することはできないので、必要な対応を講じることを前提にしている。

ちなみに滝山小学校の場合には、第九小学校については校地内に学童保 育所を新築し、第七小学校については学童保育所を増築した。

(5) その他の課題

• 子どもや保護者に対してのケアを学校や行政に確立してもらいたい。また、スタート時点だけでなく、前後の長い期間にも特別のチームを作って対応してもらいたい。

子ども達の情緒不安定を最小限に抑え、ゼロに等しいレベルになるまで 対応すべきである。

- 新しい学校に馴染めない等、悪い方に、マイナスに考えてしまうケース もある。
- 子どもによってタイプも違うので、環境にすぐに慣れる子もいれば慣れ にくい子もいるが、その時こそ保護者と教員の出番だ。あまり真綿に包 んでやる必要はない。大規模な子どもの移動であれば教員も対処を考え るだろうから、自分の経験ではそれほど心配しなくても大丈夫と考える。 きりがないので、どこまでが子どものためになるかを考えると、何処か でパッと手を離さなければいけない場面が出てくる。
- 保護者は通学校が変わることをとても心配するが、子どもは強さを持っているので、保護者や大人がそれほどに神経質にならなくてもよい部分もある。子どもは意外にタフではないか。
- 市は「このように決まりました」と保護者に話しながら地域にもサポートを求め、保護者は「子ども達が辛い思いをしないように」という視点から要望等を持ち、教員は子ども達のサポートを考えると、それぞれが取り組めば問題解決に動けるのではないか。
- 「通っていた学校をなくさないで」とか「卒業生が可哀想だから残して」 という声も時々聞こえるが、学校は卒業生や保護者のものではなく、今 通っている子ども達のものである。

従って、「今いる子ども達にとってどうなのか」という話し合いをしなければならない。

その上で、他の学校へ通うことになるのなら、保護者も教員も協力して ケアしなければならない

(6) 西部地域・滝山小学校の再編成に関連した意見等

- ①平成14年4月に実施された滝山小学校・第七小学校・第九小学校の再編成(滝山小学校の閉校・通常学級の統合・しらゆり学級とあすなろ学級の移転)を経験した教員から、実施後の子どもの様子が話された。
 - 20 名以下の学級にいた滝山小学校の子どもにとって、人数の多い学校で生活することには戸惑いがあったと思うが、統合前にも学校行事等で交流し、少し顔見知りになってから統合したこともあって、徐々に慣れつつある。
 - 統合後、保健室に来る元滝山小学校の子どもも少なくなく、「自分のことを分ってほしい」「自分のことを知っているかな?」というように、ある部分、大人を試すようなところもあった。

②懇談会では、学校規模適正化に伴い危惧される諸問題と対応について、滝山 小学校の再編成時に西部地域統合準備会等で議論・決定された事項や学校と教 育委員会が実施した対応策を懇談会の議論に生かしたいという意見が、複数の 委員から述べられた。

そこで、西部地域で事務局が発行した情報紙「学校適正化情報《西部》」を 再印刷して委員に配布すると共に、委員が集約した質問項目に事務局が回答・ 説明する形式で、資料 36 が作成・配布された。

むすび

東部地域には市内で最大規模の市立小学校と最小規模の市立小学校があり、 学校規模及び学級規模の較差が年々拡大している。

最大規模校である第二小学校の施設設備はすでに限界を超え、教育条件に大きな制約を生んでいる。また、第四小学校では全学年での単学級が常態化すると共に10名に満たない学級も出現しており、第六小学校も年々単学級が増加している。

言うまでもなく、このような学校間較差は早急に解消されるべきであるが、 東部地域には、東久留米団地や駅東口周辺の土地利用等、今後の児童数や学校 を取り巻く環境の変化に不透明な要素が数多く存在している。

しかし、見通しを持つことが困難だからといって、将来展望を欠いた学校再編成を進めてはならないことは明らかであり、不透明であるからこそ将来を見通す努力が肝要である。

教育委員会及び市は、可能な限り将来を見通しつつ、学校再編成計画に基づく通級制指導学級の新設を含めた学校規模適正化のための実施計画を速やかに 策定し、保護者をはじめ地域住民等と丁寧に話し合いながら、子ども達にとって最もよい形で適正規模を実現するよう期待するものである。